

課税免除

●過疎地域および離島振興対策実施地域に係る課税免除

過疎地域(※1)および離島振興対策実施地域の指定区域(※2)において対象事業の用に供する一定の対象設備の新設などを行ったときは、次のいずれにも該当するものに限り、一定期間にかかる個人・法人の事業税と工場等の建物およびその敷地である土地の取得にかかる不動産取得税(※3)を免除する特例があります。

- (※1)特定市町村(大牟田市)を含みます。
- (※2)令和5年4月1日現在、福岡県内における離島振興対策実施地域の指定区域は次のとおりです。
馬島・藍島(北九州市)、地島・大島(宗像市)、相島(新宮町)、玄界島・小呂島(福岡市)、姫島(糸島市)
- (※3)不動産取得税における土地の取得については、その取得の日の翌日から1年以内に建物の建設の着手があったものに限ります。

区 分		過疎地域に係る課税免除	離島振興対策実施地域に係る課税免除
適用される人		青色申告書を提出する個人または法人	
対象区域		過疎地域の市町村が策定する市町村計画に記載された産業振興促進区域	県が定める離島振興計画に記載された産業振興促進区域
対象事業(※4)		市町村計画に定められた業種のうち、下記業種	離島振興計画に定められた業種のうち、下記業種
		製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業(下宿営業を除く)	
対象設備の取得期間		過疎地域の公示の日から令和6年3月31日まで	離島振興対策実施地域指定の公示の日から令和7年3月31日まで
対象設備の取得価額(対象設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額)	製造業	500万円以上	
	旅館業(下宿営業を除く)	(資本金又は出資金の額が5千万円超1億円以下の法人は1,000万円以上) (資本金又は出資金の額が1億円超の法人は2,000万円以上)	
	情報サービス業等	500万円以上	
	農林水産物等販売業		

- (※4)個人の事業税については、対象区域において、畜産業・水産業・薪炭製造業(離島振興対策地域に係る課税免除のみ)の事業を行った日数の合計が、当該年における延べ労働日数の1/3超～1/2以下の場合、課税免除の対象となる。
- (※5)過疎地域に係る課税免除と離島振興対策実施地域に係る課税免除の対象区域が重複する場合、過疎地域に係る課税免除が適用される。

●グリーンアジア国際戦略総合特区に係る課税免除

総合特別区域法(以下「法」といいます。)に規定する国際戦略総合特別区域として指定されたグリーンアジア国際戦略総合特区において、法に基づく法人税(国税)の課税の特例が適用される不動産を取得した場合に、不動産取得税を免除する特例があります。

【特例の内容】	法第26条第1項に規定する課税の特例の適用がある建物及びその敷地である土地の取得に係る不動産取得税の課税を免除します。
---------	---

●地域経済牽引事業の促進区域に係る課税免除

地域未来投資促進法に規定する促進区域において、承認地域経済牽引事業の用に供する家屋で一定の要件を満たすものを取得した場合は、当該家屋及びその敷地である土地の取得に係る不動産取得税(※)を免除する特例があります。

- (※)不動産取得税における土地の取得については、その取得の日の翌日から1年以内に建物の建設の着手があったものに限ります。

不均一課税

●地方活力向上地域における不均一課税

県外から地方活力向上地域(※1)へ本社機能を移転する事業者及び地方活力向上地域において本社機能を拡充する事業者が、特定業務施設(※2)の用に供する一定の対象設備を新設または増設したときは、下記要件①～③のいずれにも該当するものに限り、一定期間にかかる個人・法人の事業税と建物及びその敷地である土地の取得にかかる不動産取得税(※3)について不均一課税をする特例があります。

- (※1) 県が策定した「福岡県アジアビジネス拠点化に向けた本社機能立地促進計画」において、本社機能の誘致を特に進めるために指定した地域のことです。
- (※2) 「調査・企画部門」、「情報処理部門」、「研究開発部門」、「国際事業部門」、「情報サービス事業部門」、「その他管理業務部門」のいずれかを有する事務所、または研究所もしくは研修所であって重要な役割を担う事業所のことをいいます。
- (※3) 不動産取得税における土地の取得については、その取得の日の翌日から1年以内に建物の建設の着手があったものに限ります。

●不均一課税の適用要件

- ① 平成27年10月8日から令和6年3月31日までの間に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る知事の認定を受けた事業者であること。
- ② 認定を受けた日から同日の翌日以降3年(※)を経過する日までに、特定業務施設の用に供する減価償却資産を新設または増設し、事業の用に供すること。
(※) 令和4年3月31日以前に事業の用に供した場合は2年。
- ③ 上記②の減価償却資産の取得価格の合計額が3,800万円以上(租税特別措置法における中小企業者等にあっては1,900万円以上)であること。

●不均一課税の税率

事業税	① 特定業務施設の用に供する減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度(年)	通常の税率 × 1 / 2
	② 上記①の翌事業年度(年)	通常の税率 × 3 / 4
	③ 上記②の翌事業年度(年)	通常の税率 × 7 / 8
不動産取得税	建物 0.4% 土地 0.3%	

納税の猶予・税額の減免

県税は納期限内に納めなければなりません、困難な場合は、納税の猶予や減免の制度があります。

●納税の猶予

次の場合等で税金を一時に納めることができないときは、納税の猶予を申請して、1年以内の猶予を受けることができます。ただし、猶予税額が100万円を超える場合は担保の提供が必要です。

- ① 本人の財産が災害により被害を受けたとき、又は盗難にあったとき
- ② 本人若しくは本人の家族が病気にかかったとき、又は負傷したとき
- ③ 事業を廃止又は休止したとき並びに事業が著しい損失を受けたとき

※ 新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予の特例については、令和3年2月1日までに納期限が到来する地方税が対象となっていました、引き続き、感染症の影響により納税が困難な場合は、納税の猶予を受けることができますので、県税事務所にお問い合わせください。

●税額の減免(主なもの)

天災その他により著しく資力を喪失して納税が困難な場合など、申請により次の県税について減額又は免除されることがあります。

県税の種類	減免理由(主なもの)
個人の県民税	・ 各市町村の取扱いに準じて減免されます。
個人の事業税	・ 災害により事業用資産に被害を受けた場合 ・ 身体障がい者等で一定の要件を満たす場合
不動産取得税	・ 災害により家屋に被害を受けたため、それに代わる家屋を3年以内に取得した場合 ・ 取得した家屋を、取得後使用することなく災害により被害を受けた場合
自動車税 (環境性能割)	・ 一定の級以上の身体障がい者又は精神障がい者等のために利用される場合
自動車税 (種別割)	・ 災害により自動車に被害を受けた場合 ・ 一定の級以上の身体障がい者又は精神障がい者等のために利用される場合

県税の申告と納期一覧表

税 目	申告期限	納 期	方 法
個 人 の 県 民 税	給与所得者については、給与支払者等が給与支払報告書を1月末日までに提出 ※年金受給者も同様です。	6月から5月まで毎月徴収して翌月10日 (年金は受給月)	給与支払者等による特別徴収
	給与以外の所得者は3月15日 ※所得税の確定申告をした人は不要です。	6月・8月・10月・1月の各月 (市町村により異なります)	普通徴収
県 民 税 配 当 割	毎月分を翌月10日	申告と同じ	申告納入
県民税株式等譲渡所得割	1月10日	申告と同じ	申告納入
法 人 の 県 民 税	確定申告は事業年度が終了した日から原則として2 ヶ月以内	申告と同じ	申告納付
県 民 税 利 子 割	毎月分を翌月10日	申告と同じ	申告納入
個 人 の 事 業 税	3月15日 ※所得税の申告をした人や個人の県民税の申告をした人は不要です。	第1期分・・・8月 第2期分・・・11月 特別の場合はその都度	普通徴収
法 人 の 事 業 税	法人の県民税と同じ	申告と同じ	申告納付
地 方 消 費 税	個人事業者は3月末日、法人は課税期間の末日の翌日から2 ヶ月以内(消費税と同期限で、消費税と合わせて、国に申告、納付)	申告と同じ	申告納付
不 動 産 取 得 税	取得した日から60日以内	納税通知書に定められた日	普通徴収
県 た ば こ 税	毎月分を翌月末日	申告と同じ	申告納付
ゴ ル フ 場 利 用 税	毎月分を翌月末日	申告と同じ	申告納入
自 動 車 税(環境性能割)	登録や届出のとき	申告と同じ	申告納付
自 動 車 税(種 別 割)	新規、変更又は移転等の登録のとき	5月	普通徴収
		新規登録はその都度	証紙徴収
鉱 区 税	鉱業権の設定、消滅や変更の登録の日から10日以内	5月	普通徴収
		新規登録は納税通知書に定められた日	
軽 油 引 取 税	毎月分を翌月末日 輸入は、輸入の時まで(元売、特約業者を除く)	申告と同じ	申告納入(納付)
狩 猟 税	狩猟者の登録を受けるとき	申告と同じ	証紙徴収
産 業 廃 棄 物 税	1月1日～3月末日分を4月末日 4月1日～6月末日分を7月末日 7月1日～9月末日分を10月末日 10月1日～12月末日分を1月末日	申告と同じ	申告納入(納付)
宿 泊 税	毎月分を翌月末日 ※一定の要件を満たす場合で宿泊施設の経営者の申請があった場合 12月1日～2月末日分を3月末日 3月1日～5月末日分を6月末日 6月1日～8月末日分を9月末日 9月1日～11月末日分を12月末日	申告と同じ	申告納入

- 特別徴収・・・経営者等が、県に代わって納税義務者から税金を預かり、県に納めます。
- 普通徴収・・・県が送付した納税通知書により、納税者が税金を納めます。
- 申告納付・・・納税者が、自分で納める税額を計算し、申告して納めます。
- 申告納入・・・特別徴収義務者が納税者から売上代金等とともに税金を預かり、申告して納めます。
- 証紙徴収・・・県が発行する証紙を購入し、書類などに貼付することにより、税金を納めます。

県税の納税証明書

納税証明書には、一般用納税証明書と自動車税（種別割）納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）があります。

各申請書は県税事務所の窓口を設置しているほか、福岡県のホームページでもダウンロードできます。

一般用納税証明書

課税（申告）額、納税額、その他一定の事項を証明するものです。

●申請窓口

各県税事務所の収税課収納係（田川、大牟田、筑後、行橋県税事務所は総務課）

●申請の際に必要なもの

- ・代理人の方は、委任状または代理権授与通知書
- ・領収書（納税後すぐに申請する場合）
- ・証明書が必要な方のマイナンバーに係る番号確認書類
- ・窓口に来られる方の写真付本人確認書類

●証明手数料

証明事項1件につき400円

自動車税（種別割）納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）

車検時の納税証明書の提示は省略できます。

国土交通省（運輸支局等）と都道府県のシステム連携により、自動車税（種別割）の納税確認は電子化されております。

ただし、納税後すぐに継続検査を受検する場合は、納付情報がシステムに反映するまで数日かかりますので、今までどおり納税証明書の提示が必要です。

自動車税（種別割）の納税証明書に＊印の表示があるのは、前年度までの自動車税（種別割）（旧自動車税を含む）の本税または延滞金に未納があるためです。

＊印の表示がある自動車税（種別割）の納税証明書では車検に使用することができませんので、納税されたうえで交付申請してください。

この納税証明書は車検の時以外には使用できませんので、所有権留保解除、移転、抹消などの目的で必要とされる場合は、一般用納税証明書を申請してください。

●申請窓口

- ・各県税事務所の収税課収納係（田川、大牟田、筑後、行橋県税事務所は総務課）
- ・東福岡、北九州東、久留米、飯塚・直方県税事務所の分室

●申請の際に必要なもの

- ・自動車検査証の写し
- ・領収書（納税後すぐに申請する場合）
- ・窓口に来られる方の写真付本人確認書類

●証明手数料

無料

県税の納付方法

●地方税共通納税システムでの納付

地方公共団体や金融機関の窓口足をお運びいただくことなく、自宅やオフィスでパソコンやスマートフォンからインターネットを通じて電子納付ができるシステムです。

※領収書は発行しておりません。

eLTAX(地方税ポータルシステム)

法人県民税や法人事業税・特別法人事業税または地方法人特別税、県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割の申告・申請・届出および電子納付は、eLTAX（地方税ポータルシステム）に**ログイン(※1)した後**にお手続きが必要となります。

法人の電子申告・申請・届出についての詳細は、P.23をご覧ください。

電子納付につきましては下記お支払方法での納付が可能です。

地方税お支払サイト

自動車税（種別割）や不動産取得税、個人事業税のうち、地方税統一QRコード（eL-QR）が印字された納付書のみご利用いただけます。

お手持ちのパソコン、スマートフォンから「地方税お支払サイト」にアクセスすることで、ログインなし（口座振替を除く）で下記お支払方法での納付が可能となります。

○：あり ×：なし △：事業者等による

支払方法	上限金額	手数料	注意事項等
クレジットカード	1000万円未満 /1回の(まとめ)納付 (※2)	○	納付金額に応じシステム利用料が発生します。 24時間納付いただけます。 ただし、まとめ納付は eLTAX サービス利用可能時間内に限る (※3)
インターネット バンキング	1000億円未満 /1回の(まとめ)納付 (※2)	△	eLTAX サービス利用可能時間内(※3)でのご利用となります。 一部の金融機関において手数料が発生する場合があります。
口座振替 (ダイレクト方式)		×	eLTAX サービス利用可能時間内(※3)でのご利用となります。 ログインが必要 です(※1)
ペイジー番号発行 (※4)		△	eLTAX サービス利用可能時間内(※3)でのご利用となります。 一部の金融機関において手数料が発生する場合があります。

(※1) 事前に eLTAX の利用者登録、及び利用する口座情報を eLTAX または 地方税お支払サイトへ登録しておく必要があります。金融機関での口座情報審査等に一定期間を要します。

(※2) 複数件の納付を一度に行える機能（まとめ納付）の場合の、手続き1回あたりの上限額です。

(※3) eLTAX サービス利用可能時間

8:30～24:00（土・日・祝日、年末年始12/29～1/3は除く。）

(※4) 地方税お支払サイトで発行したペイジー番号を利用して、金融機関の ATM やインターネットバンキング等で納付する方式です。

* QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

●各種スマートフォン決済アプリでの納付（LINE Payのみ手順が異なります。）

地方税統一QRコード（eL-QR）が印字された納付書のみご利用いただけます。

スマートフォン決済アプリでQRコード読取カメラを起動し、納付書に記載されたQRコード(eL-QR)を読み取ることで、各種決済アプリでの納付が可能となります。

対応するスマートフォン決済アプリにつきましては、「地方税お支払サイト」と検索の上、「スマートフォン決済アプリ一覧」をご確認ください。

※領収書は発行しておりません。

地方税お支払サイト

検索

LINE Pay の場合

1枚当たりの金額が30万円以下で、コンビニ収納用バーコードが印字された納付書のみご利用いただけます。

「LINE Pay請求書支払い」でコンビニ収納用バーコードを読み取ることで、LINE Payでのご納付が可能となります。

※領収書は発行しておりません。

●口座振替での納付

自動車税（種別割）、個人事業税の定期賦課分のみご利用いただけます。

届出いただいた金融機関の預金口座から、納期限当日に自動的に振り替える制度です。

口座振替をご利用の際には、口座振替申込書に必要事項を記入のうえ、取扱金融機関へお申し出ください。

自動車税（種別割）

- ・ 口座振替申込書につきましては、パソコン・スマートフォンから「ふくおか電子申請サービス」を通じてお取り寄せいただけるほか、県税事務所や金融機関にて配布いたしております。
- ・ 令和6年5月末からの口座振替を希望される場合は、令和6年2月末日までにご提出ください。

※領収書は発行しておりません。

個人事業税

- ・ 口座振替申込書につきましては、県税事務所にて配布いたしております。
- ・ 口座振替のお取り扱い開始は通常、お申込みいただいた翌月（場合によっては翌々月）になります。

※振替確認後、領収書を発行します。

●窓口でのご納付

コンビニエンスストア(自動車税(種別割)のみ)

セブンイレブン	ローソン	ファミリーマート	ミニストップ	デイリーヤマザキ
ヤマザキ デイリーストアー	ニューヤマザキ デイリーストア	ヤマザキスペシャル パートナーショップ	ポプラ	生活彩家
くらしハウス	スリーエイト	セイコーマート	ハマナスクラブ	MMK設置店

※納付書1枚当たりの金額が30万円以下で、コンビニ収納用バーコードが印字されたものに限りです。

※コンビニエンスストア店頭での納付は原則現金のみとなります。

金融機関

(令和5年4月1日現在) ※1

区分	取り扱う場所
銀行	福岡・西日本シティ・三井住友・三菱UFJ・りそな・あおぞら・SBI新生・筑邦・大分・佐賀・十八親和・肥後・鹿児島・宮崎・北九州・百十四・伊予・福岡中央・熊本・豊和・宮崎太陽・南日本・西京・佐賀共栄・もみじ・みずほ(各銀行の国内の店舗)
労働金庫	九州労働金庫の本・支店
信用金庫	福岡・飯塚・筑後・福岡ひびき・大牟田柳川・田川・大川・遠賀の各信用金庫
信託銀行	みずほ・三菱UFJの国内の店舗
信用組合	福岡県・朝銀西・横浜幸銀の各信用組合
農業関係	福岡県信用農業協同組合連合会・福岡県内の各農業協同組合
郵便局	九州(沖縄県を除く)のゆうちょ銀行の各店舗及び郵便局
その他	全国の地方税統一QRコード(eL-QR)対応の金融機関の店舗(※2)

(※1) 金融機関の名称については、統廃合等により変更になる場合がありますのでご了承ください。

(※2) 地方税統一QRコード(eL-QR)が印字された納付書のみご利用いただけます。

対応金融機関については、「共通納税対応金融機関」と検索の上、「地方税ポータルシステム」よりご確認ください。

共通納税対応金融機関

検索

県税事務所(県税相談窓口を除く)

県内12か所の県税事務所においても納付いただけます。

詳しくはP.61～P.65をご覧ください。

●納税貯蓄組合のすすめ

納税貯蓄組合は、税金を納めやすくするため、同じ地域の人たちや同じ仕事の人たちが集まってつくる組合です。皆さんが日頃から計画的に納税のための預金を行い、定められた納期までに確実に納めることができるように、納税貯蓄組合への加入をおすすめします。

なお、納税貯蓄組合に加入されている方には、次のような利点があります。

- ・納税貯蓄組合預金の利子については、所得税、県民税利子割が課税されません。
- ・組合の業務に関する書類などには、印紙税が課税されません。

延滞金

- 税金は納期限内に納めてください。納期限までに納めない場合、次に掲げる額が延滞金として加算されます。

延滞金計算方法

1 令和3年1月1日から令和5年12月31日まで

(1) 納期限の翌日から1ヶ月を経過する日まで

税額に年7.3%の割合を乗じて計算した額

ただし、「延滞金特例基準割合(※1)」が年7.3%を下回る場合は、その年内は**延滞金特例基準割合+1%**となります。(7.3%を上限とします。)

(※1)延滞金特例基準割合とは、「各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合」+1%の割合です。

よって、年7.3%の割合は、

令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間は、**年2.5%(延滞金特例基準割合(1.5%)+1%)**、
令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間は、**年2.4%(延滞金特例基準割合(1.4%)+1%)**
となります。

(2) 1ヶ月を経過する日の翌日から納税の日まで

税額に年14.6%の割合を乗じて計算した額

ただし、「延滞金特例基準割合(※1)」が年7.3%を下回る場合は、その年内は **延滞金特例基準割合+7.3%**となります。

よって、年14.6%の割合は、

令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間は、**年8.8%(延滞金特例基準割合(1.5%)+7.3%)**、
令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間は、**年8.7%(延滞金特例基準割合(1.4%)+7.3%)**
となります。

2 平成26年1月1日から令和2年12月31日まで

(1) 納期限の翌日から1ヶ月を経過する日まで

税額に年7.3%の割合を乗じて計算した額

ただし、「特例基準割合(※2)」が年7.3%を下回る場合は、その年内は**特例基準割合+1%**となります。(7.3%を上限とします。)

(※2)特例基準割合とは、「各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合」+1%の割合です。

よって、年7.3%の割合は、

平成26年1月1日から平成26年12月31日までの間は、**年2.9%(特例基準割合(1.9%)+1%)**、
平成27年1月1日から平成28年12月31日までの間は、**年2.8%(特例基準割合(1.8%)+1%)**、
平成29年1月1日から平成29年12月31日までの間は、**年2.7%(特例基準割合(1.7%)+1%)**、
平成30年1月1日から令和2年12月31日までの間は、**年2.6%(特例基準割合(1.6%)+1%)**となります。

(2) 1ヶ月を経過する日の翌日から納税の日まで

税額に年14.6%の割合を乗じて計算した額

ただし、「特例基準割合(※2)」が年7.3%を下回る場合は、その年内は**特例基準割合+7.3%**となります。

よって、年14.6%の割合は、

平成26年1月1日から平成26年12月31日までの間は、**年9.2%(特例基準割合(1.9%)+7.3%)**、
平成27年1月1日から平成28年12月31日までの間は、**年9.1%(特例基準割合(1.8%)+7.3%)**、
平成29年1月1日から平成29年12月31日までの間は、**年9.0%(特例基準割合(1.7%)+7.3%)**、
平成30年1月1日から令和2年12月31日までの間は、**年8.9%(特例基準割合(1.6%)+7.3%)**となります。

3 平成12年1月1日から平成25年12月31日まで

(1) 納期限の翌日から1ヶ月を経過する日まで

税額に年7.3%の割合を乗じて計算した額

ただし、「特例基準割合(※3)」が年7.3%を下回る場合は、その年内は**特例基準割合**となります。

(※3)特例基準割合とは、「前年11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」+4%の割合です。

よって、年7.3%の割合は、

平成12年1月1日から平成13年12月31日までの間は年4.5%

平成14年1月1日から平成18年12月31日までの間は年4.1%

平成19年1月1日から平成19年12月31日までの間は年4.4%

平成20年1月1日から平成20年12月31日までの間は年4.7%

平成21年1月1日から平成21年12月31日までの間は年4.5%

平成22年1月1日から平成25年12月31日までの間は年4.3%となります。

(2) 1ヶ月を経過する日の翌日から納税の日まで

税額に年14.6%の割合を乗じて計算した額

●ただし、延滞金の計算については、次のとおり端数処理を行います。

- ・ 延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
また、その税額の金額が2,000円未満であるときは、延滞金はかかりません。
- ・ 算出された延滞金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
また、その延滞金の金額が1,000円未満であるときは、延滞金はかかりません。

計算例(令和5年1月1日～令和5年12月31日まで)

- ・税額…30,500円 ・納期限…令和5年5月31日
- ・納期限の翌日から1ヶ月を経過する日…令和5年6月30日
- ・納付日…令和5年11月30日

年2.4%の日数……………30日(令和5年6月1日～令和5年6月30日)

年8.7%の日数……………153日(令和5年7月1日～令和5年11月30日)

$30,000\text{円}(1,000\text{円未満切捨て}) \times 2.4\% \times 30\text{日}/365\text{日} = 59\text{円}(1\text{円未満切捨て})$

$30,000\text{円}(1,000\text{円未満切捨て}) \times 8.7\% \times 153\text{日}/365\text{日} = 1,094\text{円}(1\text{円未満切捨て})$

$59\text{円} + 1,094\text{円} = 1,153\text{円} \cdots \cdots \text{延滞金} 1,100\text{円}(100\text{円未満切捨て})$

※延滞金特例基準割合は毎年見直しが行われます。

令和6年1月1日以後の率は、県税事務所にお問い合わせください。



加算金

加算金は、個人県民税の分離課税に係る所得割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、県民税利子割、法人の事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税（環境性能割）、軽油引取税、産業廃棄物税および宿泊税についてかかりますが、その内容には3種類があります。

過少申告 加算金

■かかる場合

申告書を期限内に提出した場合で、その申告額が実際より少額なため、後日増額の申告をしたり、また増額の更正を受けたときにかかります。

■計算方法

増差税額×10%+ 増差税額が期限内申告額と50万円のいずれか大きい金額を超える場合は、その超える金額×5%

不申告 加算金

■かかる場合

申告書を期限後に提出した場合または申告しなかった場合にかかります。

■計算方法

納める税額×下記の税率

5%…申告書を期限後に提出した場合等

15%…申告しなかった場合等(※)

ただし、納付すべき税額が50万円を超える場合は、その超える金額×5%が加算されます。

また、令和6年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものについて、納付すべき税額が300万円を超える場合は、その超える金額×30%がかかります。

重加算金

■かかる場合

二重帳簿などによって故意に税を免れようとした場合には、過少申告加算金、不申告加算金に代えてかかります。

■計算方法

①期限内に申告書を提出している場合…増差税額×35%(※)

②期限後に申告書を提出している場合または申告していない場合…納める税額×40%(※)

(※)平成29年1月1日以後に申請書の提出期限が到来するものについて、過去5年間に不申告加算金又は重加算金を課されたことがある場合は、それぞれの割合に10%が加算されます。

また、令和6年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものについては、前記に該当する場合、又はその申告の前年及び前々年が無申告で、不申告加算金又は重加算金を課されたことがある場合、又は課されるべきと認められる場合は、それぞれの割合に10%が加算されます。

更正の請求・不服申立て

●更正の請求

県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、法人の県民税、県民税利子割、法人の事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税（環境性能割）、軽油引取税、産業廃棄物税、宿泊税については、申告書を提出した後で、税額が多すぎたことを発見した場合には、通常、法定納期限から5年以内に限り、その税額を減額するよう更正の請求をすることができます。

●不服申立て

県税の課税や徴収の処分について不服がある場合には、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に知事に対して審査請求をすることができます。

この場合には、審査請求書はできるだけ所在地を管轄する県税事務所を通じて、正副2通提出してください。

なお、審査請求を経た後においても処分について不服がある場合には、原則として審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。